

クレジットカード支払いに関する特約

- 第1条** 契約者は、支払うべき浜松ケーブルテレビ株式会社(以下「当社」といいます。)の利用料金等を、契約者が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規約に基づいて支払うことができます。
- 第2条** 契約者から申出のない限り、契約者は継続して前項と同様の方法で支払うものとします。また、当社が、契約者が届け出たクレジットカードの発行カード会社からの指示により、契約者が届け出たクレジットカード以外のクレジットカード番号で代金請求した場合も同様です。
- 第3条** 契約者は当社に届け出たクレジットカードのカード番号・有効期限に変更があった場合は、遅滞なく当社にその旨を連絡します。
- 第4条** 契約者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合および契約者が指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社または契約者が指定したクレジットカード会社の判断により、本手続を解除できるものとします。